

保育所等の申込みに関する同意書

※申込児童1人につき1枚ずつ記入してください。

児童名	年 月 日生	施設名 (申込第一希望)
-----	--------	-----------------

●下記の項目を確認し、チェック欄すべてに✓を記入の上、裏面の署名欄に署名をお願いします。

確認項目	確認欄
令和6(2024)年度保育所等入園案内をよく読みご理解の上、お申込みください。	確認しました <input type="checkbox"/>
虚偽の申込みをした場合は、入園承諾を取消します。	確認しました <input type="checkbox"/>
希望施設は入りたい順番で記入してください。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込書に記入されていない施設については、選考の対象になりません。	確認しました <input type="checkbox"/>
希望施設数に制限はありませんが、必ず通える範囲で記入してください。	確認しました <input type="checkbox"/>
入園承諾後に入園申込みを取下げた場合及び入園承諾を辞退した場合、次回の利用調整(選考)から減算対象とします(年度末まで適用)。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込書や提出書類で不明な点について、職場や自宅に連絡してお聞きする場合があります。また、申込児童の健康状態・発達状況について、関係機関から聞き取りをすることがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込時に不足の書類がある場合は、各月の申込締切日までに提出してください。締切後に提出された書類は、次回の利用調整(選考)から反映します。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込後、家庭状況(就労状況等)に変更があった場合は、必要書類を提出してください。就労時間が短くなる等利用調整(選考)に影響がある場合、入園承諾を取消しとする場合があります。取消後も申込みの継続を希望する場合、次回の利用調整(選考)から減算対象とします(年度末まで適用)。	確認しました <input type="checkbox"/>
入園承諾通知後に行う施設での面接や健康診断において集団保育が困難とされた場合、入園を取消することがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込児童について、児童記録票に記載のある病院、施設、保育課及び入園承諾した保育施設と情報の共有をすることに同意します。	確認しました <input type="checkbox"/>
利用者負担額(保育料)等の算定に必要な書類が不足している場合や、市民税の申告をしていない場合は、利用者負担額(保育料)等を最高額として決定いたします。	確認しました <input type="checkbox"/>
住民税の情報が確認できない場合は、利用調整が同点となった場合の優先順位で不利になる場合があります(住民税の申告をしていない方は住民税の申告が必要です)。課税資料の提出がない方も同様に不利になる場合があります。	確認しました <input type="checkbox"/>
一部の保育施設は利用できる年齢に制限があります(2歳児クラスまでの施設や、1歳児クラスから利用可能な施設等)。事前によく確認の上、お申込みください。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育所等入園申込の有効期間は年度末まで(申込みの取下げをしない限り、年度内は毎月利用調整(選考)の対象)です。翌年度4月以降の入園を希望する場合は、改めて申込みが必要です。	確認しました <input type="checkbox"/>
欠員がない又は申込者多数の場合等の理由で、入園できない場合があります。入園できなかった場合の方策についても、あらかじめご検討ください。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育所等の入園承諾を辞退する場合、「保育所等入園承諾辞退届・入園申込取下げ届」の提出が必要です。辞退の場合は必ず、入園日前日までに手続きをしてください。	確認しました <input type="checkbox"/>
入園月に一度も通園しない(できない)場合は、事実が判明した時点で入園承諾の取消し、又は退園とします。	確認しました <input type="checkbox"/>
各施設ごとに保育内容(慣らし保育の期間・延長保育時間・延長保育利用開始年齢・行事・保育目標等)が異なります。また、保育施設によっては、利用者負担額(保育料)以外に実費徴収を行っている場合があります。希望施設選択の際には、事前に情報収集をしてください。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育施設で児童を保育することができるのは、「保育を必要とする事由」に該当している日及び時間のみです。冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事等その他の事由については、原則保育の対象となりません。また、保育時間は、保護者の就労(就学、看護、介護等)時間及び通勤・通学時間を考慮した最低限の時間のみです。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込後に市外へ転出(引越し)した場合、申込は無効となります。市外への転出(引越し)後も草加市の保育所等の利用を希望する場合は、転出先の自治体を經由して、再度申込みが必要です。	確認しました <input type="checkbox"/>

●下記の項目をよく読み、項目ごとに「該当します」または「該当しません」のどちらかに✓を記入してください。

確認項目	項目を読んで 確認後、どちらかに ✓してください	
【育児休業中で申込みをする方】 ・育児休業中での申込みは、入園の翌月1日付け（4月入園の場合は6月1日付け）までに申込時点と同等以上の就労時間及び日数で復職することを前提としています。（短時間勤務制度利用での復職可）。復職後は入園の翌月10日（4月入園の場合は6月10日）までに就労先より発行された復職日記載の◆就労証明書（☆）を、保育課又は入園した保育所等に提出してください。申込時点と同等未満の場合、退園とします。	該当します 内容を了承しました <input type="checkbox"/>	該当しません <input type="checkbox"/>
【やはた保育園分園、ハッピーナーサリー、優優保育園に入園を希望する方】 ・2歳児クラスの年度末で在籍期間満了です。3歳児クラス以降も認可保育施設を希望する場合は、移園申請が必要です。移園申請については、新規入所を希望される方と同様に選考の対象となるため、希望先への移園を保証するものではありません。	該当します 内容を了承しました <input type="checkbox"/>	該当しません <input type="checkbox"/>
【地域型保育施設（小規模・家庭的）に入園を希望する方】 ・2歳児クラスの年度末で在籍期間満了です。3歳児クラス以降も認可保育施設を希望する場合は、新規入園として申込みが必要です。（3歳児クラス以降の認可保育施設への入園を保証するものではありません。）	該当します 内容を了承しました <input type="checkbox"/>	該当しません <input type="checkbox"/>
【認定こども園（保育部分）に入園を希望する方】 ・利用者負担額（保育料）とは別に入園金等の保護者負担額があります。金額については、各認定こども園に確認してください。	該当します 内容を了承しました <input type="checkbox"/>	該当しません <input type="checkbox"/>
【出産（入園希望月又は入園月前後2か月に出産予定）の方】 → 保育を必要とする事由を「 出産 」で申込み場合 ・保育実施期間は、出産予定月とその前後2か月の最長5か月間です。この保育実施期間終了時に退園となり、継続入園は認められません。保育実施期間終了後に保育所等の入園を希望する場合は、改めて申込みをしてください。 ----- → 保育を必要とする事由を「 出産・就労以外（求職活動等） 」で申込み場合 ・出産予定月から2か月経過後、申込時の保育を必要とする事由を開始し、必要書類を提出してください。 ----- → 保育を必要とする事由を「 就労 」で申込み場合 → 育児休業取得中ではない方・育児休業取得中で出産後に復職する方 ・出産予定月から2か月経過後、就労を開始し、復職日記載の◆就労証明書（☆）を提出してください。育児休業を取得等、いかなる理由であっても復職しなかった場合は退園とします。 ----- → 育児休業取得中で出産前に復職し、出産後に育児休業を取得する方 ・出産予定月の2か月前から出産月までの入園承諾を受け、入園日から出産日までに復職し、出産後に育児休業を取得する場合、入園児は在園継続できますが、出産前に復職せず連続して産前休業を取得した場合は、出産予定月の2か月後で退園とします。	<input type="checkbox"/> 該当します ----- <input type="checkbox"/> 該当します 内容を了承しました ----- <input type="checkbox"/> 該当します 内容を了承しました ----- <input type="checkbox"/> 該当します 内容を了承しました ----- <input type="checkbox"/> 該当します 内容を了承しました	該当しません <input type="checkbox"/>
【出産前の子どもの入園申込みをする方】 ・出産前でも入園申込みができますが、出産が遅れる等の理由により、入園希望月の1日の時点で、希望する保育所等の入園年齢要件を満たさない場合は、入園承諾取消となり、翌月以降に改めて選考が行われます。	該当します 内容を了承しました <input type="checkbox"/>	該当しません <input type="checkbox"/>
【草加市外の保育所等を希望する方】 →「令和6(2024)年度保育所等入園案内」参照 次の項目をお読みください。 ①申込み前に希望する自治体に、申込可能な条件、締切期限、必要書類を確認してください。（自治体によってこれらの取扱いが異なりますので、希望する自治体にあらかじめ確認してください） ②保育実施期間については、多くの自治体で令和6(2024)年度末(令和7(2025)年3月31日)までとされていますが、希望する自治体により異なりますので、申込み前に確認してください。 ③翌年度以降も継続利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。希望する自治体により申込締切日が草加市とは異なりますので、申込み前に確認してください。なお、継続利用を希望していても、継続利用の取扱い・選考結果等、相手先自治体の判断により、認められないこともありますので、あらかじめご了承ください。	該当します 内容を了承しました <input type="checkbox"/>	該当しません <input type="checkbox"/>

☆…草加市の書式で提出してください。◆…就労先で記入してもらってください。

草加市長 宛て 本同意書の記載事項を確認し、同意します。 また、証明書類が提出できない場合や、期間が終了した場合は退園いたします。 <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div> <div style="text-align: right;">保護者氏名 _____ (印)</div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※署名したときは押印を省略することができます。</p>
--